

社会福祉法人安中市社会福祉協議会准職員募集要項（令和８年度第１回）

【訪問介護】

令和８年１０月

安中市社会福祉協議会職員を次のとおり募集します。

１ 雇用形態及び採用人数

訪問介護・サービス提供責任者 准職員（正規職員登用候補者） １名程度

※「正規職員登用制度に関する要綱」に基づき、准職員として一定期間勤続し、かつ勤務態度、勤務意欲が優れた職員を対象に正職員登用試験を行い、合格者を正規職員に登用する予定です。詳しくは本募集要項第１０項をご参照ください。

２ 職種・職務内容

社会福祉協議会が実施する介護保険法による訪問介護、障害者総合支援法による居宅介護及びこれらの事業に付随する事務全般

３ 勤務場所

安中市社会福祉協議会事務局 安中本所

安中本所（群馬県安中市安中３丁目１９番２７号 安中市地域福祉活動センター１階）

４ 採用予定日

令和９年１月１日（金）以降 ※合格者ごとに決定します。

５ 受験資格（次の要件をすべて満たす方）

（１）１９７１年（昭和４６年）４月２日以降に生まれた方

（２）学校教育法による高等学校を卒業した方

（３）普通自動車運転免許を有する方

（４）心身ともに健全で、社会福祉活動に理解と熱意を有する方

（５）介護福祉士の資格を保持する方

（６）サービス提供責任者として勤務した経験のある方

※ 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

・日本国籍を有しない人

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

６ 選考方法

（１）書類選考

・職員採用試験申込書及びエントリーシートを元に書類選考を行い、合格者に対し第１次試験のご案内をします。選考の結果は可否に関わらず、書面でご連絡いたします。

(2) 第1次試験（書類選考合格者のみ）

区 分	方 法
作文試験	社会福祉に関する考え、文章表現力等について試験を行います。 (1200 字程度 90 分)
面接試験	個別面接または集団面接により、主として人物について評価を行います。

※状況により第2次面接試験を実施する場合があります。

7 試験日時及び試験会場

※日時及び会場は変更する場合があります。

・実施日時

追って連絡いたします。

・試験会場

安中本所（群馬県安中市安中3丁目19番27号 安中市地域福祉活動センター1階）

8 選考結果通知

選考結果は、可否に関わらず、最終試験終了の日から2週間以内に、受験者全員に郵送で通知します。

9 雇用条件

(1) 雇用期間（期間は更新する場合があります）

採用日から1年間更新する場合の基準

- ・本人の勤務成績、勤務状況、服務規律、職場秩序遵守等状況により判断する。
- ・本人の協調性、就業適性、業務遂行の的確性等により判断する。
- ・本人の健康状況により判断する。
- ・当会の経営状況、経営方針・計画・予算等により判断する。
- ・職員構成の動向により判断する。
- ・その他上記に準ずる事由により判断する。

更新回数の上限なし（定年年齢に達するまで）

(2) 給料など（令和9年1月見込）

本会常勤職員就業規則に基づき、次のとおりです。

ア 基本給 180,000 円（月額）

イ 諸手当（資格手当、通勤手当、時間外勤務手当）

ウ 賞与（年2回）

(3) 勤務時間など

8:30～17:15（うち休憩45分）

勤務は週5日（週休2日制）です。原則として、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く月曜日から金曜日の間の勤務となりますが、ローテーションによる土曜日勤務、業務の都合による時間外勤務、休日勤務があります。

年次有給休暇は20日（入職時より）。その他、常勤職員就業規則に基づく特別休暇（リフレッシュ休暇5日、慶弔休暇等）があります。

(4) 加入保険

健康保険、厚生年金保険、雇用・労災保険、職員の業務中傷害補償（社協の保険）

(5) 採用時研修及び試用期間

入職後おおむね1ヶ月間を採用時研修期間とし、現場実習や同行訪問等を中心に、本会事業及び事務全般に関する研修を行います。

また、採用の日から3か月間を試用期間とし、この期間中に職員としてふさわしくないと認められたときは、解雇する場合があります。

10 正規職員への登用

本会「正規職員登用制度に関する要綱」にもとづき、常勤職員として一定期間（概ね1年間。ただし、期間を短縮する場合があります。）勤続し、かつ勤務態度、勤務意欲が優れた職員を対象に、正規職員登用試験を行います。登用試験は、筆記試験と面接試験により行い、試験の実施日、場所、応募方法等は、事前に明示します。

試験に合格した者は正職員として雇用します。労働条件は、本会事務局職員就業規則によるものとし、賃金、労働時間、就業場所、業務内容等は個別の労働契約書により明示します。

なお、正規職員としての勤続年数を計算する場合、准職員であった勤続年数は通算されません。ただし、年次有給休暇に関する事項については、この限りではありません。

※正規職員登用後の給与（正職員登用試験に合格した場合）は次のとおりです。なお、本会正規職員の給与体系は安中市社会福祉協議会職員給与に関する規程に準じています。

ア 給料月額 規程による

※職歴を加味し増額する場合があります。

イ 諸手当

上記の給与の他に支給される主な手当は以下のとおりであり、要件に該当する職員に支給されます。（令和9年4月1日現在）

- ・通勤手当

通勤距離に応じて支給

- ・時間外勤務手当

正規の勤務時間外に勤務を命じられて勤務した場合に支給

- ・扶養手当

職員が、子を扶養する場合に支給

- ・住居手当

職員が自身名義で借りている安中市内のアパート等に住んでいる場合に、家賃額に応じて支給

- ・期末勤勉手当

年2回

11 受験申込手続

(1) 提出書類等

ア 社会福祉法人安中市社会福祉協議会職員採用試験申込書（最近3か月以内に撮影した上半身脱帽正面向きの写真（裏面に「氏名」を記載）を貼付） 1部

イ 社会福祉法人安中市社会福祉協議会職員採用試験エントリーシート 1部

ウ 返信用封筒（長3サイズ）110円切手を貼付 1通

宛先に受験者の住所・氏名を記載した返信用封筒を同封してください。後日、書類選考結果等を同封して返送します。

エ 保有資格を証明する書類（登録証の写し。または受験資格を満たしていることを明らかにできる書類） 1 部

オ 受験料 不要

※ア及びイ、ウは、ボールペン（消せるボールペンは不可）または万年筆を用い、必ず自筆で記入してください。

（2）採用試験申込書の請求

採用試験申込書は、安中市社会福祉協議会安中本所事務局で配布しているほか、当法人ホームページ（<http://www.annakashakyo.com/>）からもダウンロードできます。

なお、郵送で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書し、受験者の氏名・住所（返信先）・連絡先（電話番号）を記載した書面、140 円分の切手を必ず同封し、下記の住所までお送りください。

（3）申込受付期間及び提出方法

令和 8 年 10 月 1 日（木）～11 月 13 日（金）

申込受付は、祝日及び土・日曜日を除く、午前 8:30～午後 5:15 までとし、安中市社会福祉協議会安中本所事務局へ持参してください。また、郵便で申し込む場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書し、簡易書留等確実な方法でお送りください。

11 月 13 日（金）午後 5:15 までに安中市社会福祉協議会安中本所事務局へ到着したものに限り受け付けます。

※インターネットによる申込みはできません。

※提出された書類等は返却いたしません。

（4）その他

ア 採用試験申込書に写真の貼付がない場合は、受付できません。

イ 今後、情勢の変化により採用試験が変更（中止・延期）される場合には、当法人ホームページで告知いたしますので、随時確認ください。

1 2 問い合わせ・採用試験申込書請求先

〒379-0116 群馬県安中市安中 3 丁目 19 番 27 号 安中市地域福祉活動センター1 階
安中市社会福祉協議会事務局 安中本所（担当 大塚、佐藤）
電話 027-382-8397